

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会 利益相反委員会規程

(設置及び目的)

第1条 一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会は、学会活動に係る利益相反に適切に対処するために、「利益相反（COI）に関する指針細則」第6条に基づき、利益相反委員会を理事会のもとに設置する。

(構成)

第2条 委員会は本学会員以外の有識者を含む若干名の委員をもって構成する。

2 委員会に委員長と副委員長を置く。

(任命)

第3条 委員長は理事会の議を経て理事長が任命する。

2 委員は委員長の推薦に基づき理事長が任命する。

3 委員長は必要に応じて委員の中から副委員長を指名する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(業務)

第4条 委員会は「利益相反（COI）に関する指針」に基づき次の業務を行う

(1) 「利益相反（COI）に関する指針及び指針細則」の改廃

(2) 利益相反に関する自己申告書に基づく審査

(3) 前号の結果に係る是正措置等の助言

(4) 利益相反の適切な管理

(5) 利益相反に係る教育・研修

(6) その他、利益相反に係る重要事項の審議

(招集及び議決)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議決は出席者の過半数をもって行う。

4 当該議事における利益相反に含まれる委員は議決に参加しない。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会決議による。

(附則)

第10条 本規程は平成27年8月21日から施行する。

平成27年11月02日（改定、施行）